

令和4年度決算における一般会計からの繰入額

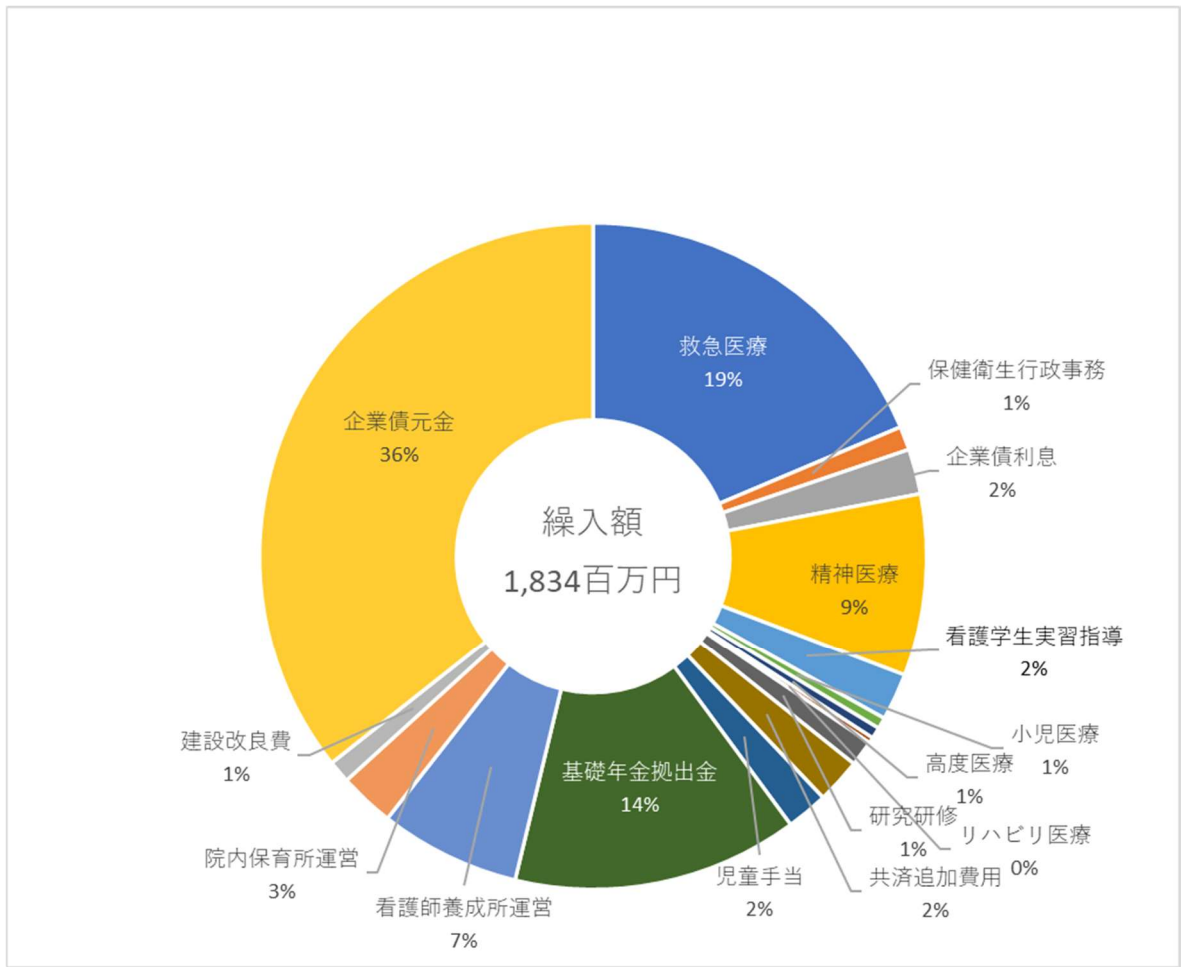
地方公営企業として運営される公立病院は、自らの経営による受益者からの収入をもってサービスを提供するための経費に充てることが原則（独立採算の原則）となっておりますが、一部の経費については、当該自治体の一般会計が負担すべきものとして地方公営企業法に定められています（経費負担の原則）。

一般会計が負担すべき経費の項目と基本的な考え方については、地方公営企業法に従い総務省から「地方公営企業繰出基準」により示されており、その所要額の一部は国から一般会計に対して地方交付税等による財政措置があります。

岐阜市民病院では、地域において必要な医療を提供するため、地方公営企業繰出基準に基づき、一般会計からの繰り入れを行っています。

1 繰入額の内訳（令和4年度）

	項目	基準	金額 (百万円)
1	救急医療の確保に要する経費	救急病院等における医師等の待機及び空床の確保等、救急医療の確保に必要な経費に相当する額。 災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等の備蓄に要する経費に相当する額。	342
2	保健衛生行政事務に要する経費	医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	21
3	病院の建設改良に要する経費 (企業債利息)	平成14年度までの建設改良着手分にかかる企業債利息の3分の2。 平成15年度以降の建設改良着手分にかかる企業債利息の2分の1。	40
4	精神医療に要する経費	精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	162
5	公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費 (看護学生実習指導員人件費)	看護師を養成するための看護学生実習指導員人件費。	42
6	小児医療に要する経費	小児医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	10
7	高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	10
8	リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	5
9	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1。	23
10	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に基づく共済追加費用の負担額の一部。	40
11	児童手当に要する経費	3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の15分の8。 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費。	37
12	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の一部。	254
13	公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	125
14	院内保育所の運営に要する経費	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	49
15	病院の建設改良に要する経費 (建設改良費)	建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫（県）補助金等の特定財源を除く。）に係る経費の2分の1。	20
16	病院の建設改良に要する経費 (企業債元金)	平成14年度までの建設改良着手分にかかる企業債元金の3分の2。 平成15年度以降の建設改良着手分にかかる企業債元金の2分の1。	654
	合計		1,834



2 繰入額の推移

単位：百万円

